

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を49年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月から同年12月25日まで
② 昭和27年5月14日から同年9月8日まで
③ 昭和27年11月1日から同年12月11日まで
④ 昭和28年1月17日から同年2月1日まで
⑤ 昭和49年8月1日から同年9月1日まで

申立期間①、②、③及び④について、昭和25年7月から28年1月末まで継続してC社のD丸に乗船していたにもかかわらず、申立期間の船員保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間⑤について、当時の家計簿を所持しており、その記録によると昭和49年8月1日から準社員としてA社E工場（厚生年金保険の適用事業所としては同社B工場）に勤務したこととなっているにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が同年9月1日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤について、企業年金連合会の記録によると、申立人のA社E工場における厚生年金基金の資格取得日は昭和49年9月1日となっており、オンライン記録と一致している。

しかし、雇用保険の記録及び申立人から提出のあった家計簿の記録によると、申立人は昭和49年8月1日からA社E工場に勤務していたことが確認できる。

また、A社E工場で総務事務を担当していた元従業員に確認したところ、「申立人のような準社員についても、正社員と同様に厚生年金保険に加入させていたはずであり、一定期間厚生年金保険に加入させない等の取扱いをしていた記憶は無い。」としており、従業員については、原則として採用と同時に厚生年金保険の加入手続をしていたことがうかがえる。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚等9人について雇用保険と厚生年金保険の記録を比較したところ、5人は資格取得日が一致しており、残る4人についても資格取得日の相違は10日程度であり、申立人のように1か月におよぶ相違は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和49年8月1日から厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年9月の申立人のオンライン記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の申立期間に係る厚生年金基金の資格取得日はオンライン記録と一致していることから、事業主は昭和49年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る昭和49年8月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①、②、③及び④について、申立人は、昭和25年7月から28年1月末まで継続してC社のD丸に乗船していたとしているものの、同僚等から申立人の乗船実態についての供述は得られなかった。

また、申立人の船員保険被保険者台帳によると、C社での初回の船員保険被保険者資格取得日は昭和25年12月25日、資格喪失日は27年5月14日となっており、これは、同社に係る船員保険被保険者名簿で確認できる申立人が船長として名前を挙げた2人（いずれも故人）のうちの1人の記録とおおむね一致しており、残る1人についてはC社に係る船員保険被保険者記録が確認できない。

さらに、商業登記簿によると、C社は昭和25年8月30日に設立されている。このことについて、当時のC社の事務担当者は、「F社がC社の前身であった。また、F社の2階にGという事業所も存在していた。」と供述していることから、F社及びGに係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名を確認することができない上、両事業所では昭和25年5月1日以降、船員保険被保険者資格を継続している者は確認できない。なお、C社の役員が別途船員保険の適用を受けていた形跡も無い。

加えて、C社に係る被保険者名簿の申立人に係る記録の備考欄には、i)

昭和 27 年 5 月 14 日に被保険者資格を喪失した際（申立期間②）には被保険者証を返還した旨、ii）同年 11 月 1 日に喪失した際（申立期間③）には喪失後の医療保険給付を受給した旨、iii）申立期間④に関しては、申立人は 28 年 1 月 31 日に病気のため退職したとしているが、同名簿では、同年 1 月 17 日に病気により資格喪失した旨が記載されている。

このほか、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間①、②、③及び④について、継続してC社に勤務し、事業主により船員保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月頃から 35 年 2 月頃まで
昭和 34 年 10 月頃から 35 年 2 月頃まで A 市にある B 事業所（現在は、C 社。）に勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険の被保険者になっていないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 事業所において申立期間に厚生年金保険の記録を確認できる同僚 8 人に照会したところ、そのうち 4 人は、「B 事業所では入社後しばらくの間、試用期間があった。」と供述しており、同人等のオンライン記録をみると、入社したと供述する日と厚生年金保険の資格取得日の間に、2 か月から 5 か月程度の期間が確認できる。

また、試用期間があったと回答した 4 人のうち 2 人は、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していたとしていることから、申立期間は試用期間の扱いであったものと考えられる。

さらに、C 社では、申立期間の社会保険台帳等の資料を保管しているが、申立人の氏名は見当たらないとしているほか、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、B 事業所における申立期間の厚生年金保険の加入基準や厚生年金保険料控除の有無等について確認することはできない。

このほか、いずれの同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできず、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月頃から 55 年 7 月頃まで
昭和 54 年 11 月頃から 55 年 7 月頃まで、A事業所にB担当として勤務したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険の被保険者になっていないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同店を運営していたC社（平成4年9月、D社に社名変更し現存。）が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の平成10年12月1日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人及び上記同僚3人は、いずれも、申立期間中は国民年金に加入し、保険料を納付しており、当該同僚のうち1人は、「A事業所に勤務していた間は、国民年金に加入し保険料を納付していた。給与からは所得税だけが控除され、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時のC社の取締役（代表取締役の妻）は、「申立人のA事業所における勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況については覚えていない。」と供述しており、D社でも、「当時の関係資料は廃棄済みのため何も分からない。」としている。

なお、申立期間当時、C社の代表取締役が取締役を務め、同社の関連会社であったと推測されるE社及びF社の申立期間に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人及び上記同僚3人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
② 平成 9 年 10 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで
③ 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 1 月 28 日まで

申立期間①はA社（現在は、B社）、申立期間②はC社、申立期間③はD社に勤務していたが、各申立期間とも給与が下がった記憶は無いのに、国（厚生労働省）の記録によると、各申立期間の標準報酬月額がそれぞれ従前より下がっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における厚生年金保険被保険者 108 人全員の標準報酬月額の推移をみると、申立人以外にも標準報酬月額が下がっている者が相当数確認できることから、申立人の申立期間①における標準報酬月額の減額が不自然とまでは言えない。

また、当時のA社の事務担当者によると、「当時、従業員の基本給が下がることはなかったが、月々の残業時間は違っていた。毎年の標準報酬月額の見直しについては正確に行っており、間違いはない。残業時間の変動により標準報酬月額が下がってしまうこともあったと思う。」と供述している。

さらに、A社の厚生年金保険加入記録を有する複数の元従業員に照会したが、回答のあった4人はいずれも「当時、残業の多い月と少ない月があった。」と供述していることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の減額は、平成3年の算定対象月（5月から7月まで）の残業時間が、前年の算定対象月の残業時間と比較して、減少したことによるものと推認される。

加えて、申立人は給与明細書等、申立期間①の厚生年金保険料控除額

を確認できる関連資料を所持しておらず、A社も申立期間①に係る賃金台帳等を既に廃棄しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、C社及びD社が保管する申立人に係る賃金台帳によると、算定対象月の給与に基づいて適切に定時決定が行われており、当該期間に支給された給与額に相当する標準報酬月額であることが確認できる。

また、上記賃金台帳を検証したところ、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。